

平成27年度 第2回栃木県障害者施策推進審議会 資料

	ページ
資料1 障害を理由とする差別の解消を推進するとちぎづくり条例（仮称）の制定について	1
参考資料 障害者関係団体への意見照会及びヒアリングの結果概要について	3
資料2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（骨子案）について	
①栃木県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（骨子案）	6
②栃木県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（骨子案）	11
資料3 とちぎナイスハート♥プラン（2015～2017）について〔栃木県障害工賃向上計画（第三期）〕	19
資料4 障害者週間（12月3日～9日）イベントについて	20
別冊 とちぎナイスハート♥プラン（2015～2017）	



障害を理由とする差別の解消を推進するとちぎづくり条例(仮称)の制定について

平成27年11月18日 障害福祉課

1 制定の趣旨

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行、以下「法」という。)により、県および事業者は不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮が義務化(事業者においては努力義務化)される。

一方、何が差別に当たるかは具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであることから、不当な差別的取扱いや合理的配慮について、本県の実態に即した指針を定め、県民全体で共有することで実効性を高めていくことが、極めて重要である。

そのため、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本理念や県等の責務を明らかにし、必要な施策を総合的に推進していくため、条例を制定するものである。

2 条例の構成

別紙「障害を理由とする差別の解消を推進するとちぎづくり条例(仮称)の概要(案)」のとおり。

3 条例の特色

- ・不当な差別的取扱いや合理的配慮について、本県の実態に即した指針を定める。
- ・栃木県障害者差別解消推進委員会(仮称)(以下「委員会」という。)を設置し、指針の審議等を行う。
※ 委員会は法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」を兼ねる。
- ・相談体制を整備するとともに、相談では解決に至らない事案について、委員会の審議を経て「あっせん」「勧告」「公表」を行う。
- ・差別解消推進に取り組む功績が特に顕著な者に対し、表彰を行う。

4 施行期日

平成28年4月1日

なお、「あっせん等」については、一定の周知期間を経たのち施行する。

「障害を理由とする差別の解消を推進するとちぎづくり条例（仮称）の概要（案）」

○ 目的

※太字・下線部分は条例による独自の規定

障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進すること

○ 定義

障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

○ 基本理念

- ・ 個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい地域生活を営む権利を有すること
- ・ 社会を構成する一人一人の多様性を認識した上で、障害に関する理解を深めること
- ・ 相手方を非難し排除するものではなく、相互に理解し、協力すること

○ 責務等

- ・ 県は、障害者差別解消施策を総合的に策定し、実施する
- ・ 県は、市町村と緊密に連携し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う
- ・ 県民は、障害及び障害者に対する理解を深め、障害者差別解消施策に協力する

○ 差別の禁止、合理的配慮の提供

- ・ 差別
 - 何人も、障害を理由として、差別その他権利利益の侵害をしてはならない
- ・ 合理的配慮
 - 社会的障壁除去のため、合理的配慮がされなければならない

○ 相談体制の整備

- ・ 相談に係る関係者に必要な助言、情報の提供
- ・ 相談に係る関係者間の調整、関係行政機関への通告、通報その他通知

○ 栃木県障害者差別解消推進委員会の設置

※ 法第17条に基づく差別解消支援地域協議会を兼ねる

- ・ 関係機関、障害者関係団体・事業者団体の代表者、有識者等から組織
- ・ 相談事例、各団体の取組事例の共有
- ・ 本県における差別事例、好事例の調査・審議に基づき県が定める指針の審議
- ・ 相談を経ても解決しない場合、あっせんの実施
- ・ あっせん案に従わないとき、知事による勧告を求めること

※ 知事は勧告の他、公表することができる

○ 差別解消推進に係る指針の策定

- ・ 障害者差別解消施策の推進を図るための指針を定める

○ 障害者差別解消の推進

- ・ 表彰の実施
- ・ 障害及び障害者に関する普及啓発

○ 施行期日

平成28年4月1日

※ あっせん等については平成28年10月1日

障害者関係団体への意見照会及びヒアリングの結果概要について

平成 27 年 11 月 18 日 障害福祉課

- I 意見募集期間：平成27年 9月30日(水)～10月16日(金)
ヒアリング実施日時：平成27年10月18日(日)、10月19日(月)（2日間、計4回に分けて実施）
- II 意見提出団体数：26団体
ヒアリング参加団体：21団体
- III 意見及びヒアリングの概要
 - 1 条例の目的・基本理念について
 - (1) 共生社会について
 - ① 障害者権利条約や、障害者基本法の差別禁止原則の具体化する条例として欲しい。
 - ② 障害や難病があることを個性と捉え、それらの有無で分け隔てられることのないようにして欲しい。
 - ③ 医学的、社会的障壁があっても、合理的な配慮によりその障壁を取り除くことで障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、県民全てが持てる力を最大限発揮できるようにして欲しい。
 - ④ 自ら選択した地域において安心安全に生活できるようにして欲しい。
 - ⑤ 障害者を社会全体で支えるようにして欲しい。
 - ⑥ 障害のある女性への複合的な差別の解消を目指して欲しい。
 - ⑦ 性や年齢について特記することは、かえって障害に対する問題が見えづらくなるため、記載すべきではない。
 - ⑧ 県民全てが参画する仕組みを作るべき。
 - (2) 障害への理解促進について
 - ① 差別は、障害及び障害者への誤解や偏見その他理解の不足から生じていることから、理解促進が重要。
 - ② 障害の特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害など障害ごとの特性）の理解が重要。
 - ③ 教育の中で、障害に対する理解を学習することが重要。
 - ④ 加齢や事故、病気等により誰もが障害者やその家族となる可能性を認識し、全ての人が障害に関する知識、理解を深めるべき。
 - (3) 障害者と障害者でない県民との相互理解について
 - ① 県民がそれぞれの立場を理解し、互いに協力することで、差別解消に取り組むべき。
 - ② 相手を一方的に非難することは、かえって社会から障害者を隔絶させてしまう。
 - ③ 障害者は権利を主張するだけでなく、義務も果たすべき。当事者側による行動も必要。
 - ④ 条例制定により障害者が敬遠されたり、特別扱いとして反感を買うことのないように取り組んで欲しい。
 - ⑤ 事業者の経営が困難にならないようにして欲しい。

(3) 社会参加について

- ① あらゆる分野の活動に参加する機会を確保して欲しい。
- ② 社会参加のためには、手話、点字、拡大文字、音声読み上げに対応した電子データの提供等の意思疎通に対する配慮が必須。
- ③ 社会参加のため、移動への支援を充実させて欲しい。

2 県の責務、市町村との連携等について

(1) 県の責務について

- ① 環境の整備に努めて欲しい。
- ② 理解促進のため、あらゆる方法により普及啓発をして欲しい。

(2) 市町村との連携等について

- ① 地域特性に応じた施策を推進して欲しい。
- ② 地域間で格差が生じないようにして欲しい。
- ③ 上下関係において指導・指示を行うという観点に立つことは、連携・協働の観点から好ましくない。
- ④ 効果的な施策推進のため、市町村への情報の提供の他、技術的な支援や具体的な指導も行って欲しい。
- ⑤ 全ての市町村で、職員対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置をして欲しい。

3 県民・事業者の役割について

(1) 県民、事業者の取り組みについて

- ① 本人の特性を理解し、当事者にあった支援、合理的配慮や協力をして欲しい。
- ② 事業者が研修等に積極的に参加し、実際に障害者と接する担当者に至るまで、障害に対する理解を深めて欲しい。
- ③ 福祉関係の事業者については、他以上の合理的配慮を実施して欲しい。
- ④ 自治会など地区単位での取り組みを強化して欲しい。

(2) 障害者による障害特性等の発信について

- ① 障害者も障害の特性や障害種別ごとの障壁を、周囲の人に積極的に伝えるべき。
- ② 県民が障害について理解するという努力目標のみではなく、障害者側の障害特性等を伝えるという両者の努力目標も記載されることが、共生社会を目指す上で重要。
- ③ 障害特性を伝える事を障害者の「義務」とすることは、障害者であることにより県民とは異なる義務を負うようであり、最小限に留めるべき。

4 その他

(1) 条例全般について

- ① もっと時間をかけて議論し、当事者やその家族を交え、その意見を踏まえた条例を制定すべきではないか。
- ② 障害者を含めた全ての県民が理解できるよう、分かりやすい表現を用い、具体的な内容の条例にして欲しい。
- ③ 何が差別に当たるのか定義を示して欲しい。分野ごとに差別を定義して欲しい。

- ④ 「努める」という規定について、「実施する」として欲しい。
- ⑤ 障害者に対する虐待も「差別」として明記して欲しい。
- ⑥ 栃木県の特徴や慣習等に即した条例として欲しい。
- ⑦ 条例の内容を様々な方法で、効果的に普及・啓発して欲しい。
- ⑧ 条例の目的、考え方を明記した前文を規定して欲しい。
- ⑨ 条例制定による成果や課題を把握し、よりよい運用を図ってほしい
- ⑩ 障害種別間の格差を解消して欲しい。

(2) 当事者、家族等について

- ① 条例制定後も、当事者やその家族との議論を継続し、意見を吸い上げ、その時の状況に応じた条例となるように必要な見直しをしていって欲しい。
- ② 差別解消支援地域協議会を設置し、様々な障害当事者やその家族を委員として欲しい。
- ③ 障害者本人だけではなく、その家族にも配慮した条例として欲しい。

(3) 合理的配慮について

- ① 行政による不作為をなくして欲しい、合理的配慮をしないことは差別と明記して欲しい。
- ② 合理的配慮の取り組みについて、良い事例を紹介し、普及啓発させる仕組み（事業者の表彰など）を作って欲しい。
- ③ 意思表示が少ない、出来ない障害者への対応を考えて欲しい。
- ④ 合理的配慮はまだ研究段階であるため、共に学習していければよい。

(4) 紛争解決について

- ① 個人による差別を含め、紛争解決のための仕組みを作って欲しい。
- ② 関係者双方の落としどころを探ってくれる相談員を配置して欲しい。
- ③ あらゆる分野における総合的な取り組みが必要であることから、行政のどの部署に相談しても、スムーズに対応出来るようにして欲しい。
- ④ 紛争解決のため、公表規定を設けて欲しい。

(5) 場面や障害特性に応じた施策の推進について

- ① 教育委員会と連携し、各教育の場面において、障害に対する学習を図ることが重要。特にインクルーシブ教育の環境を整備することにより、障害のある児童、障害のない児童双方に、それぞれに対する理解を促進させることが出来る。
- ② 災害発生時の要支援者の把握や避難情報の伝達、避難所での配慮について、条例に記載して欲しい。
- ③ 福祉的就労における賃金が非常に安く、差別と感じる。様々な取り組みをお願いしたい。
- ④ 手話、点字、拡大文字、音声読み上げに対応した電子データ等による情報提供を進めて欲しい。
- ⑤ 長期に精神科病院に入院している精神障害者の地域移行を進めて欲しい。
- ⑥ 染色体異常を調べる出生前診断が広まっており、現在、元気に生活しているダウン症の人たちが悪い存在と思われることは、本人や家族にとって非常に悲しいことであり、育てる親の気持ちを摘んでしまうことが心配。障害者や障害者でない者がお互いに思いやりを持ち、頑張らなくても普通に生活が出来る社会になって欲しい。
- ⑦ 県の雇用環境について、合理的配慮がなされるよう環境整備してほしい。

栃木県における障害を理由とする差別の 解消の推進に関する対応要領（骨子案）

H27.11.18 栃木県人事課

障害者差別解消法を所管する内閣府の職員対応要領が11月2日に決定したことを受け、当該要領をベースに、本県特有の状況等を踏まえ、栃木県の職員対応要領を定める。

その骨子案は次のとおり。

1 適用範囲

○栃木県職員（教育委員会及び警察本部を除く）

2 不当な差別的取扱いの禁止

○職員は、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

○別紙に定める留意事項に留意する。

3 合理的配慮の提供

○職員は、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

○別紙に定める留意事項に留意する。

4 所属長の責務

○障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の事項を実施しなければならない。

- ・職員の注意を喚起し、認識を深めさせること
- ・障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は迅速に状況を確認すること
- ・職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

○差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 職務上の義務違反等

- 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、職務上の義務違反となることに留意する。

6 相談体制の整備

- 差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口（保健福祉部障害福祉課）を置く。
- 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応する。
- 寄せられた相談は人事課に集約し、関係者間で情報共有を図る。

7 研修・啓発

- 差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な研修・啓発を行う（所管：人事課）。
- 新たに職員となった者、新たに所属長となった職員に対し、それぞれ研修を実施する。
- 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、マニュアル等により、意識の啓発を図る。

8 施行日

- 平成28年4月1日

別紙 対応要領に係る留意事項

1 障害者の対象範囲等

- 要領における障害者とは、障害者基本法第2条第1項に定義する障害者を指す。具体的には、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- また、障害者差別禁止法基本方針に基づき、女性である障害者、障害児への特段の配慮を行う。

2 不当な差別的取扱いについて

(1) 基本的な考え方

- 正当な理由なく、障害者を、問題となる事務または事業について、障害者でない者より不利に扱うことにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止する。

(2) 正当な理由の判断の視点

- 正当な理由とは、障害者への各種機会等の提供の拒否が、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合を指す。
- 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

- 不当な差別的取扱いに該当しうる具体例を記載。
(例)・障害を理由に窓口対応を拒否する。
 - ・障害を理由に対応の順序を後回しにする。
 - ・障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 等

3 合理的配慮について

(1) 基本的な考え方

- 合理的配慮とは、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮する。
- 合理的配慮は、建築物のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であることから、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることに留意する。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

○過重な負担については、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて、判断することが重要である。

- ・事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度

(3) 合理的配慮の具体例

○過重な負担が存在しないことを前提に、合理的配慮の具体例を記載。

(物理的環境への配慮)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であった場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 体温の調整が難しい障害者からの申し出により、会議室等の温度を調整する。

(意思疎通への配慮)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カードやフロー図等を活用して説明や意思の確認を行う。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 歩行困難等により現地確認が出来ない障害者の求めに応じ、図面や現地写真により説明する。
- 申請窓口がエレベーター等の無い庁舎の2階にある場合等において、歩行困難等により移動が難しい障害者の求めに応じ、移動がしやすい1階の個室等を用いて申請を受け付ける。

栃木県教育委員会における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応要領（骨子案）

H27.11.18 栃木県教育委員会事務局総務課

知事部局の対応要領（骨子案）の作成を受け、行政分野については当該対応要領を、教育分野については文部科学省作成の対応指針を参考として、栃木県教育委員会としての職員対応要領を定める。

その骨子案は次のとおり。

1 適用範囲

○栃木県教育委員会に所属する職員（県費負担教職員を除く。）

2 不当な差別的取扱いの禁止

○教職員は、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

○別紙に定める留意事項に留意する。

3 合理的配慮の提供

○教職員は、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

○別紙に定める留意事項に留意する。

4 所属長の責務

○障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の事項を推進しなければならない。

- ・教職員の注意を喚起し、認識を深めさせること
- ・障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は迅速に状況を確認すること
- ・教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

○差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 職務上の義務違反等

- 教職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、職務上の義務違反となることに留意する。

6 相談体制の整備

- 差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口（総務課）を置く。
- 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応する。
- 寄せられた相談については、庁内での情報共有を図る。

7 研修・啓発

- 差別の解消の推進を図るため、教職員に対し必要な研修・啓発を行う（所管：総務課）。
- 新たに教職員となった者、新たに所属長となった職員に対し、それぞれ研修を実施する。
- 教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、マニュアル等により、意識の啓発を図る。

8 施行日

- 平成28年4月1日

別紙 対応要領に係る留意事項

1 障害者の対象範囲等

- 要領における障害者とは、障害者基本法第2条第1項に定義する障害者を指す。具体的には、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- また、障害者差別禁止法基本方針に基づき、女性である障害者、障害児への特段の配慮を行う。

2 不当な差別的取扱いについて

(1) 基本的な考え方

- 正当な理由なく、障害者を、問題となる事務または事業について、障害者でない者より不利に扱うことにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止する。

(2) 正当な理由の判断の視点

- 正当な理由とは、障害者への各種機会等の提供の拒否が、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合を指す。
- 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

- 不当な差別的取扱いに該当しうる具体例を記載。
(例)・障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
 - ・障害があることを理由に対応の順序を後回しにする。
 - ・障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 等

3 合理的配慮について

(1) 基本的な考え方

- 合理的配慮とは、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮する。
- 合理的配慮は、建築物のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であることから、各場面における環境の整備の状況により、合理的

配慮の内容は異なることに留意する。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

○過重な負担については、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて、判断することが重要である。

- ・事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度

(3) 合理的配慮の具体例

○過重な負担が存在しないことを前提に、行政機関（教育委員会事務局本庁、教育事務所）と教育機関（県立学校、総合教育センター、社会教育施設等）に分けて、合理的配慮の具体例を記載。

行政機関については、県としての統一性を図るため、知事部局とそろえる。

ア 行政機関における合理的配慮

（物理的環境への配慮）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であった場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 体温の調整が難しい障害者からの申し出により、会議室等の温度を調整する。

（意思疎通への配慮）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カードやフロー図等を活用して説明や意思の確認を行う。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。

- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 歩行困難等により現地確認が出来ない障害者の求めに応じ、図面や現地写真により説明する。
- 申請窓口がエレベーター等の無い庁舎の2階にある場合等において、歩行困難等により移動が難しい障害者の求めに応じ、移動がしやすい1階の個室等を用いて申請を受け付ける。

イ 教育機関における合理的配慮

(物理的環境への配慮)

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝剤を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黑板周りの掲示物の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

(意思疎通への配慮)

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字に

ルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号が異なり得ることに留意して使用すること。

- 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等は理解しているかを確認すること。
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を用意すること。
- スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。

- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下脚の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病期等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に替えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確認したり個別に対応したりすること。

〔栃木県障害者工賃向上計画 (第三期)〕

H27.11.18 障害福祉課

1 趣旨

(1) 位置付け

- ・とちぎ障害者プラン 21 (2015~2020) に掲げる「福祉的就労の工賃の向上」に取り組むための実施計画
- ・厚生労働省「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」に基づく「工賃向上計画」

(2) 計画期間

- ・平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間

(3) 対象事業所

- ・就労継続支援 B 型事業所
- ・工賃向上に計画的に取り組む就労継続支援 A 型事業所、生活介護事業所及び地域活動支援センター

2 これまでの成果と課題

(1) 工賃 (月額) 実績推移

(単位: 円)

対象計画	栃木県障害者工賃倍増 5 か年計画					とちぎ障害者工賃アップ推進計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標額	—	—	—	—	26,000	15,000	17,000	20,000
県平均	13,045	13,365	13,280	13,321	13,568	14,485	14,804	15,451
全国平均	12,600	12,587	12,695	13,079	13,586	14,190	14,437	—

(2) 成果と課題

- ・成果: 魅力ある商品づくりの意識向上、共同受注窓口の充実
- ・課題: セルフ商品の更なる強化、積極的な普及啓発活動

3 目標工賃額 (月額)

- ・各事業所の目標額の平均値及び障害者の経済状況等を勘案

→ 平成 29 年度 20,000 円 (H27: 16,000 円、H28: 18,000 円)

4 具体的方策

(1) 県の取組

- ・商品力の強化: 商品力強化セミナーの開催、専門家を活用した技術支援等の実施
- ・障害者優先調達の推進: 障害者優先調達推進法に基づいた全庁を挙げた推進
- ・普及啓発: 県関連イベントへの出店機会の確保、「ナイチュウ」を活用した情報発信

(2) 市町の取組

- ・障害者優先調達の発注推進、企業等への発注促進、住民の理解促進

(3) 事業所の取組

- ・工賃向上計画の策定及び検証: 工賃向上計画の作成、PDCAサイクルを意識した進行管理
- ・商品力強化: ニーズに即した商品販売、信頼性確保、情報発信力
- ・受注体制充実: 受注能力の精査、作業工程の見直し、共同化推進、顧客評価の収集
- ・官公庁からの受注強化: ニーズを踏まえた商品開発、営業活動、情報発信、事業所間連携

(4) とちぎセルフセンターの取組

- ・事業所と県、市町、企業等の関係機関をつなぐ中核的役割を担う事業者団体として工賃向上に向けた取組を実施

(5) その他

- ・企業との連携 (表彰制度の検討等)

障害者週間(12月3日～9日)イベントについて

平成27年11月18日

障害福祉課

障害者週間の趣旨にのっとり「障害者の福祉の理解促進」及び「社会参加する意欲の向上」を目的として、次のイベント等を実施する。

(1) 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム(内閣府共催)

障害者差別解消法の円滑な施行と障害者差別解消の取組の促進と気運の醸成を図ることを目的として、学識経験者及び障害当事者等によるパネルディスカッション等を実施。

日時：12月9日(水)13:00～16:00

場所：県総合文化センターサブホール

(2) とちぎナイスハートバザール in けんちょう

障害のある方々が真心こめてつくったパンやお菓子、小物など、バラエティに富んだ商品を販売。ナイチュウほかマスコットキャラクターも登場。

日時：12月4日(金)及び9日(水) 10:00～14:00

場所：本庁1階県民ロビー

(3) 心の輪を広げる理解促進事業 表彰式及び入賞ポスター展示

障害者に対する県民の理解の促進を図るため募集した作文とポスターについて、表彰式を行い、入賞したポスターを展示します。

◇表彰式

日時：12月9日(水) 10:30～11:30

場所：県公館

◇入賞ポスター展示

日時：12月5日(土)～11日(金)

場所：本庁15階展望ロビー